二九　ベリリウム又はその化合物	別表第七に掲げる方法又は日本産業規格K〇一〇二―三の三十一に定める方法	
三〇　クロム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十四・二に定める方法	
三一　ニッケル又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の十八に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十八の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	
三二　バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十九に定める方法	
三三　フェノール類	日本産業規格K〇一〇二―四の五・二に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―四の五・二・二・三及び五・二・三・四に定める方法を除く。また、日本産業規格K〇一〇二―四の五・二・三・三に定める方法のうち、検定に用いる溶媒はクロロホルムとする。）又は日本産業規格K〇一七〇―五の六・三・四に定める方法	
三四　一・四―ジオキサン	イ　第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、水質環境基準告示付表七に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）	
	ロ　（略）	

備考

1　（略）

2　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法（別表第四に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四（三）イ及びロの規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水に、マイク

二九　ベリリウム又はその化合物	別表第七に掲げる方法	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の六十五・一に定める方法
三〇　クロム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十九に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十九の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）	
三一　ニッケル又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の七十に定める方法	
三二　バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の二十八・一に定める方法（二十八・一・二の備考四、備考五及び二十八・一・三に定める方法を除く。）	
三三　フェノール類	イ　第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、水質環境基準告示付表八に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）	
	ロ　（略）	
三四　一・四―ジオキサン		

備考

1　（略）

2　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法（別表第四に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四（三）イ及びロの規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水